

「防災アシスト情報」

庁舎の浸水対策について

1. はじめに

昨年9月に発生した関東・東北豪雨では、被災した市役所の非常用電源が水没し、初動対応に支障が生じ、その後の消防庁の調査では、浸水の可能性がある市町村で非常用電源を備えた庁舎のうち、4割弱で電源の浸水対策をしていないということが判明しました。

梅雨、雷雨、台風といった大雨による庁舎の浸水が懸念される時期を迎える前に、改めて各施設において浸水対策の内容を確認して頂きますとともに、必要に応じた対策の充実等をお願いします。



2. 施設整備における浸水対策

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、官庁施設の整備に際しては「官庁施設の基本的性能基準」(以下「性能基準」という。)において、官庁施設として必要な性能を確保することを目的とする基本的事項を定め、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、施設が立地する地域的条件等に応じ、その性能の確保を図ることとしています。

性能基準(平成25年版)の「3-1-3 対浸水に関する性能」では、表1に示すとおり、各分類の対象とする室等に応じて、河川氾濫、高潮又は内水氾濫による水害に対して、人命の安全の確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持又は財産・情報の損傷等の防止が図られるよう、性能の水準を確保することとしています。

なお、波力等に関する考慮が特に必要な津波による水害に対する事項については、「3-1-4 対津波に関する性能」として別途、性能の水準や技術的事項を定めています。

表1 「官庁施設の基本的性能基準」における「対浸水に関する性能」

分類	対象とする施設	性能の水準
I	発生頻度の低い大規模な水害の発生時に一時的な避難場所として利用される室等	発生頻度の低い大規模な水害に対して、当該室等への避難による人命の確保が図られている。
II	災害応急対策活動のために使用し、発生頻度の低い大規模な水害が発生し、建築物下層への浸水の防除が困難な状況でもなお機能を維持する必要がある室	発生頻度の低い大規模な水害に対して、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止が図られている。
III	発生頻度の低い大規模な水害が発生し、建築物下層への浸水の防除が困難な状況でもなお損失等が許されない財産・情報等を保管する室	比較的発生頻度の高い水害に対して、水害後の速やかな業務再開に必要な機能の確保が図られており、かつ、発生頻度の低い大規模な水害に対して、保管する財産・情報の損失等の防止と人命の安全の確保が図られている。
IV	分類I、II及びIIIに該当しない室等	比較的発生頻度の高い水害に対して、水害後の速やかな業務再開に必要な機能の確保が図られており、かつ、発生頻度の低い大規模な水害に対して、人命の安全の確保が図られている。

対浸水に関する性能の水準を確保するため、「1. 発生頻度の低い大規模な水害に対する防衛」、「2. 避難の確保」、「3. 観点防止及び危険物対策」、「4. 比較的発生頻度の高い水害に対する防衛」の4項目について、必要な技術的事項を定めています。

性能基準は、新たに施設を整備する際に利用するもので、設計図書の確認等により浸水対策が技術的事項を満足しているか否か検証することになってはいますが、既存の施設にお

いても、どの程度の浸水対策が図られているか確認し、必要に応じて対策の追加等の検討を行ってください。

3. 施設運用における浸水対策

河川の氾濫等に対しては、財産・情報等の損失を防御するための保管上の措置（1階には重要な書類を置かず2階以上で保管する等）、建物内への浸水が発生する前に各室等から安全な場所へ避難できるよう経路を確保するなどの対応が必要になります。

一方、台風や豪雨等による施設の浸水に対しては、事前の備えにより、被災の防止や被害の軽減を図ることが可能になります。室内への雨水などが浸入しないようにするためには、以下のような対応をお願いします。

（1）屋上（陸屋根）、ルーフトレン及びとい、屋外階段等の排水状態の確認、清掃

樹木の葉でルーフトレンが詰まるなどし、雨水の排水が不良になると、屋上面に雨水が貯まり、その水が防水層の端部や劣化した部分、設備配管の貫通部分等から屋内に進入し、天井への漏水や設備機器の漏電被害が発生する可能性があります。定期的な清掃



写真1 屋上に貯まった雨水



写真2 ルーフトレンの詰まり

とともに、梅雨や台風シーズンの前、樹木の葉が落ちやすい台風などの後、落葉の時期などを中心に排水状態の確認を行ってください。

（2）屋外の側溝、排水ます等の排水状態の確認、清掃

側溝やます等に土などが堆積し雨水の排水が不良になると、敷地内に水が溢れるほか、その水が建物内に流れ込む可能性も生じます。堆積した土や雑草の除去など、定期的な清掃を行い、排水機能が確保される状態を維持してください。



写真3 土・落ち葉の堆積



写真4 雑草の繁茂（側溝蓋）



写真5 雑草の繁茂（排水ます）

（3）その他の対応

外部建具及びその周辺、その他漏水や浸水が懸念される箇所の止水対策、マンホールやハンドホールの蓋に損傷がある場合の止水対策、防水堤や止水板の作動状況の確認、玄関や床下通気口付近への土袋・土嚢の準備等を行ってください。

(3) ライブカメラによる河川の状況の確認方法

東北地方整備局河川部のホームページから、リアルタイムで河川の状況を確認することができます。

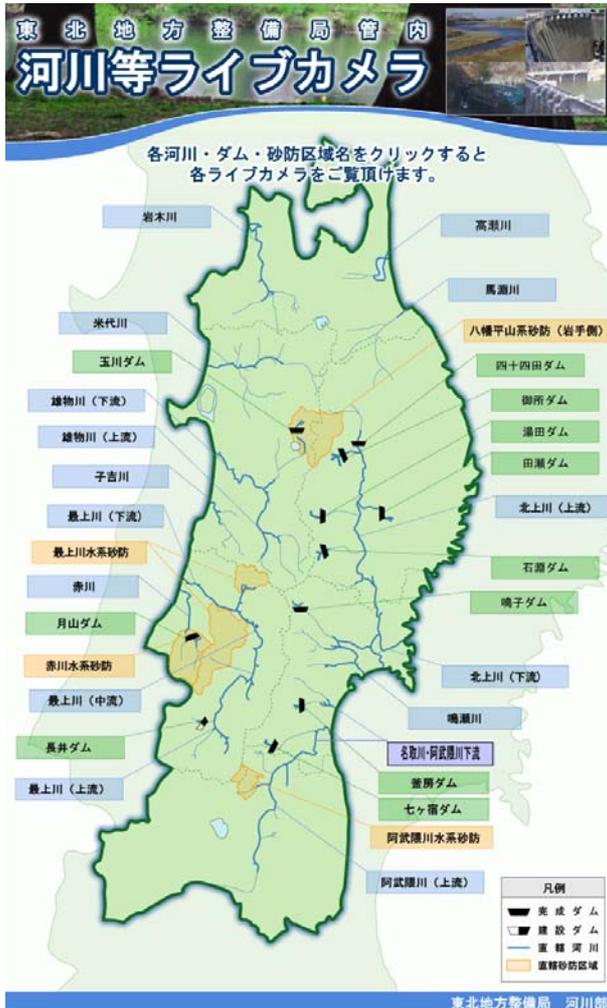


図2 河川等ライブカメラ(トップページ)

確認したい河川、地点(カメラの設置場所)を選択すると、その場所のリアルタイムの画像をご覧頂けます。

台風や豪雨の最中、増水している河川の状況を直接見に行くことは、たいへんに危険です。河川の状況を確認したい場合には、ライブカメラを利用し、適切に避難の準備・判断を行ってください。

台風や豪雨の最中、増水している河川の状況を直接見に行くことは、たいへんに危険です。河川の状況を確認したい場合には、ライブカメラを利用し、適切に避難の準備・判断を行ってください。



図3 河川等ライブカメラの画像

河川等ライブカメラURL

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/livecamera/index.html>

東北地方整備局営繕部では、各種災害へ備えて頂くために、ホームページ上に官庁施設の防災に関するページを作成し、各種情報を提供させて頂いております。

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/bousai/bousai.html>

営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171(代表) E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます